



合にご確認ください。事前に各自で会社や健康保険組合にご確認ください。

●町では、すべての各健康保険組合の契約状況を把握できないため、申込者全員に受診票を送付してまいります。健診当日は、所属の健康保険組合から発行される受診券を確認し、契約がある場合にのみ受診できます。契約がない場合は、来場しても受診できません。事前に各自で会社や健康保険組合にご確認ください。

特定健診の受診について

健康福祉課健康係
☎028 (677) 6042

■町での特定健診の受診

国民健康保険加入者	本人	町の健診を受けられます
	家族	町の健診は受けられません
社会保険や共済保険加入者	本人	所属の健康保険組合で指定された方法で受けてください
	被扶養者	所属の健康保険組合と町で実施する健診機関の契約がある場合は、町の会場で受けられます



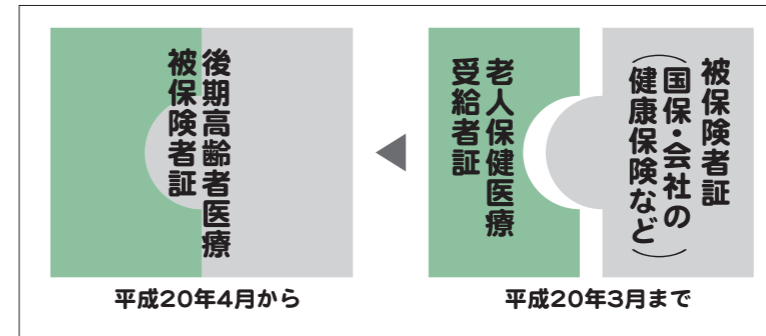
※町で契約する健診機関…栃木県保健衛生事業団

○特定健診以外(がん検診やヤングエイジ検診など)は昨年と同様に受けられます。

高齢者の医療制度が大きく変わりました

住民課国保年金係
☎028 (677) 6038

平成20年4月から、75歳以上の人を対象とする独立した医療保険制度として「後期高齢者医療制度」が創設されました。75歳以上の人は、全員が各健康保険を抜けて原則として「後期高齢者医療制度」の加入者(被保険者)となりました。



Q 被保険者証はどうなるの?
今年3月までは、それぞれが加入している健康保険証と老人保健医療受給者証の両方を提示して医療機関を受診していましたが、新しい被保険者証は、1枚で受給者証と保険証を兼ねます。4月以降医療機関にかかる場合は必ず窓口にご提示ください。3月末に75歳以上の人(もしく

Q 保険料はどうなるの?
後期高齢者医療制度の保険料は、均等割と所得割を一人ひとり計算し合計を納めていただきます。納付の方法は、年金からの天引きになりますので金融機関への手続きや納め忘れがありません。ただし、1年間に受け取る年金額が18万円に満たない場合などの人は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。金額など詳しくは個人あてに通知されます。なお、今年の3月31日まで被用者保険(社会保険)の被扶養者だった人については、2年間所得割分は免除されます。均等割分についても平成20年4

は65歳以上74歳未満の障害により認定を受けた人)全員に被保険者証を配達記録郵便などで送付しました。長期の留守などでお手元に届いていない人は、ご連絡ください。今までの老人保健医療受給者証および有効期限の切れた国民健康保険証等は、役場住民課もしくは町内の医療機関に設置された返却箱にお返しください。

●対象/国民健康保険の加入者で、国民健康保険税完納世帯の人。35歳以上75歳未満の人
●申込/平成21年1月31日までに健康福祉課へ

指定医療機関	検診日	料金	町助成金	個人負担額	
人間ドック	済生会宇都宮病院	男 42,000円	26,000円	男 16,000円	
		女 45,150円		女 19,150円	
自治医大付属病院	男 月～金 女 火・水・木 (マンモ火・木)	52,500円		26,500円	
ミヤ健康クリニック	月～日 (木曜休診)	40,950円		14,950円	
宇都宮記念病院 総合健診センター	月～土 3人以上で無料送迎あり	39,900円		13,900円	
宇都宮セントラルクリニック	火～土 役場から無料送迎あり	36,750円		10,750円	
宇都宮東病院健診センター	月～土	39,900円		13,900円	
芳賀赤十字病院	火・水	40,000円		14,000円	
	1泊2日 火～水、木～金	58,000円	40,000円	18,000円	
脳ドック	指定医療機関	検診日	料金	町助成金	個人負担額
	藤井脳神経外科※	指定日	35,700円	24,000円	11,700円
	宇都宮セントラルクリニック	火～土 役場から無料送迎あり	36,750円		12,750円
	芳賀赤十字病院	月～金	25,200円		1,200円
宇都宮東病院健診センター	月～土	35,000円	11,000円		

※藤井脳神経外科指定日 6/7・7/16・8/6・9/13・10/14・11/6・12/12・1/22・2/9・3/9

Q 手続き窓口はどうなるの?
後期高齢者医療制度は、「栃木県後期高齢者医療広域連合」が運営し、保険料の算

保険料の決め方

保険料 = 被保険者均等割 + 所得割

※保険料の額は、被保険者均等割(被保険者1人あたりの負担)と所得割(所得に応じた負担)を合わせた額になります。

月から9月までの6か月間は無料となり、10月から平成21年3月までの6か月間は9割軽減されます。また、平成21年4月から平成22年3月までの1年間は半額になります。(国民健康保険加入者だった人は該当しません。)



70～74歳(高齢受給者証を持つ人)の窓口負担は、平成20年4月から21年3月までの1年間は、窓口負担1割の人はそのまま1割に据え置かれます。これは、平成20年4月からの1割負担を2割負担に引上げる制度改定を1年間据え置くものです。(3割負担の人は変更ありません)

★医療機関窓口での一部負担金額が見直されました
定などは県内同一の基準で行われます。ただし、保険証の交付や保険料の納付手続・療養費申請等の受付などは、今までどおり役場住民課国保年金係で行うことができます。